

千葉県立印旛明誠高等学校 いじめ防止基本方針（全日制の課程）

1 基本理念・認識・対策組織

「いじめ」は、日本国憲法で保障されている基本的人権を侵害するものであり、人間関係・社会関係の根幹を揺るがす行為である。「いじめ」は、児童・生徒の発達段階を問わず、校内のみならず校外・WEB 関連サイトでも起こることから、千葉県立印旛明誠高等学校は、各層からの意見を参考に、未然防止対策・早期発見及びいじめ対処あたるための方針をここに策定する。この方針は全教職員が共通認識し、校長のリーダーシップのもといじめ問題に対する組織的な取組を行う。

[方針策定のための意見聴取の範囲及び場]

全教職員（職員会議，教科会議，研修 等）

生徒（生徒会，教育相談 等）

保護者（PTA総会 等）

地域の方々（開かれた学校づくり委員会 等）

(1) 本校における「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ対策推進法第2条）をいい、学校の内外を問わない。

「いじめ」に該当するかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものである。

(2) 「いじめ」に対する基本認識

本校においては、学校の全教育活動を通じて「いじめ問題」は絶対に許さないという姿勢を示すために、全教職員が、以下の認識を共有する。

ア 「いじめ」は、発達段階を問わず、どの児童等・どの学校にも起こり得るものである。

イ 「いじめ」は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

エ 「いじめ」はいじめられる側にも問題があるという理屈は、間違っている。

オ 「いじめ」はその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。

カ 「いじめ」は教職員の生徒観や指導の在り方が大きく問われる問題である。

キ 「いじめ」は家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

ク 「いじめ」防止対策は、学校・家庭及び地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たしながら、協力して取り組むべき問題である。

(3) 学校いじめ対策組織

本校において「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会は「いじめ防止対策推進法」の理解（研修等の企画）及び遵守するための中心的役割を負う。いじめ情報の迅速な共有，いじめが発覚した時には関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての機能を有する。また，外部に説明を求められたときは，メンバーである管理職が窓口となるとともに，内部及び外部への報告・説明も隠蔽や虚偽は絶対に

行わない組織である。

ア 全構成員

校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導部担当職員，教育相談係，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー

必要に応じて，生徒会の代表，保護者の代表，警察，学校医等とする。

イ 日常的業務にあたる協議

教頭，生徒指導主事，生徒指導部担当職員，教育相談係，学年主任，養護教諭

ウ いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導部担当職員，関係学年主任，担任，関係学年の職員

その他必要に応じて，教育相談係，養護教諭，部活動顧問等

エ 重大事態の場合

千葉県教育委員会に報告し，指導・助言を受け，全構成員で対処するとともに，スーパーバイザー等の支援を要請する。

2 いじめ未然防止及び早期発見について

いじめ問題においては，集会（保護者会を含む）やホームルーム活動を通じて「いじめは絶対に許さず，毅然とした姿勢で対応する」という学校の方針を示し，学校全体にその精神を醸成する。

(1) 実態把握

ア 生徒個別面談，定期的（学期末）及び不定期の「いじめ」調査の実施

(ア) 生徒面談週間での調査

各学期始めに設けられている担任による生徒個別面談において，聞きとり調査を実施する。（2回）

(イ) 定期的いじめ調査の実施

各学期末に，体罰調査を含めたいじめ調査を実施する。（2回）

その際，必ずインターネット等を利用したいじめの質問項目を設けるとともに，加害生徒が被害生徒に圧力をかけることも想定されるため，調査用紙に「被害がない」場合でも筆を動かす質問項目を設けるなどの工夫をする。

(ウ) 不定期のいじめ調査

生徒同士の人間関係のこじれ等が発覚したとき，全生徒に対して調査をする。

イ 教育相談部からの連絡及び「マイドリーム手帳」の記載等で生徒の情報の収集する。

ウ 「生徒達がいるところには，教職員がいる」ことを目指し，生徒達と共に過ごす機会を積極的に設け監察する。

エ いじめがあった場合の生徒の変化の特徴（※1）を保護者に示し，学校に速やかに相談できる体制があることを保護者全員に周知する。その際，窓口は担任又は教育相談係とし，相談を受けた教員は，当委員会に報告し，組織で対応する。

オ 生徒の訴えや保護者の通報に対しては，相談窓口を担当又は生徒指導主事とする。また，相談・通報は適切な行為であること，いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないことなどを，ホームルーム・集会・広報等で周知する。

カ 外部機関への通報について

外部機関（※2）への通報も奨励する。その機関からの連絡により，いじめ防止対策委員会が調査・対応する。その際の連絡の対応者は，生徒指導主事又は教頭とする。

※1 【家庭でのいじめサインの例】

- 登校時間になると頭痛，腹痛などを訴え，登校を渋るようになる。
- 学校へ行きたくないと言いだすことが増える。
- 遅刻したり，早退することが多くなる。
- 転校したい，生まれ変わりたい，などともらすようになる。
- 口数が少なくなり，学校のことや友達のことを話さなくなる。
- 食欲がなくなる。
- 外出しなくなり，人におびえるようになる。
- メモや日記などに悩みが書き込んであったりする。
- 衣服が汚れていたり，けがをして帰宅したりすることが多くなる。
- 身体や持ち物の外からは見えない部分に落書きがされている。
- 家の金銭を持ち出したり，買い与えたものがなくなったりする。
- いらいらしたり，おどおどして落ち着きがなくなったりする。
- 家族に対してかたくなになってくる。
- 弟や妹，ペットなどをいじめるようになる。
- 助けを求めるうわ言を言ったり，不眠を訴えたりするようになる。
- 親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話がたびたびかかる。
- 不良じみた友達が訪ねてくることがある。
- 携帯電話に友達からの呼び出しメールが頻繁に入る。

※2 【通報先一覧】

学 校	千葉県立印旛明誠高等学校	0 4 7 6 - 4 7 - 7 0 0 1
外部機関	千葉県子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6 (24 時間・365 日受付)
	24 時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	0 5 7 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (24 時間受付)
	子どもの人権110番 (法務省)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 月～金 (8:30 ~ 17:15)
	印西市警察署生活安全課 (各地域警察の生活安全課も対応)	0 4 7 6 - 4 2 - 0 1 1 0 (代)
	印西市教育センター相談室 (電話・面接)	0 4 7 6 - 4 7 - 7 8 3 0 月～金 (9:00 ~ 15:30)
	印西市家庭児童相談室 (電話・面接・訪問)	0 4 7 6 - 4 2 - 5 1 8 0 月～金 (9:00 ~ 16:00)
	千葉県警察少年センター(ヤングテレホン)	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
	千葉県中央児童相談所	0 4 3 - 2 5 3 - 4 1 0 1
	一般社団法人日本いのちの電話連盟	0 5 7 0 - 7 8 3 - 5 5 6 (10:00 ~ 22:00)

(2) 教職員の研修及び教職員の姿勢・態度

- ア 外部講師等による職員研修の実施。クラス経営・部活動経営等における生徒の良好な人間関係構築のためのスキルの向上をねらいとする。
- イ 校内研修等で、不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）が体罰やいじめを助長するという点、さらに学校全体で暴力・暴言を排除することを確認する。
- ウ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなど）が、自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを、全教員が共通認識し実践する。
- エ 部活動指導においては、過度の競争意識、勝利至上主義等がストレス高める等により、いじめを誘発するおそれがあることから、顧問会議等で部活動指導における教職員の指導の在り方を確認するとともに、研修等で指導におけるスキルの向上を図る。

(3) 道徳教育・体験学習の充実

- ア 道徳教育、いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン、企業体験学習、地域清掃活動等を年間学習計画に記載し、生徒の道徳的実践力を育成する。
- イ インターネット等の書き込みのいじめに対しては、道徳教育及び情報の授業において指導を行うとともに、年次集会等で外部講師による講演会等を実施し、いじめ等に対する指導を実践する。
- ウ 生徒自らの活動
生徒会及び生徒評議会が中心となり、朝のあいさつ運動、いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン等を積極的に推進し、生徒間の絆を高めるとともに、校内等にポスター等を掲示しこの方針の精神を啓発する。

3 いじめと思われる行為が認知された場合の対応

(1) 「いじめ行為」の兆候（疑い）が認知された場合

- ア 「いじめ」とと思われる行為を認知した教職員は、その場において直ちに当該行為をやめるよう指導し、該当生徒を職員室に移し、他の職員は生徒の様子をみる。
- イ 当該職員は、いじめ防止対策委員会（生徒指導主事又は学年主任）に連絡する。
- ウ 当委員会は、管理職に報告し、管理職は指導・助言をする。
- エ 当委員会委員又は当該生徒の担当年次職員は、複数名で、当該生徒が行為にいたった経緯を丁寧に聴取・確認・記録及び指導にあたり、保護者に連絡する。
- オ 事後、全教職員で当該生徒を一定期間意識して観察し、場合によっては登下校も観察する体制を敷く。
- カ 当該生徒の担任は、保護者への連絡も含めその後の生徒の人間関係を確認する。

(2) インターネット等でいじめに関する書き込みを発見した場合

- ア サイトを発見した教職員は、即座にその画面を保存する。
- イ 印刷したもの持参し、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ウ 当該委員会は、管理職へ報告する。管理職は、指導・助言をする。
- エ 当該委員会または担当学年職員は、複数で当該生徒から事情を聞く。その際、記録を時系列でとる。
- オ その後又は同時に、被害生徒と面談をし、状況を聞く。（記録）
- カ 加害生徒の保護者に連絡をとる。場合によっては、保護者の来校又は家庭訪問で詳細を説明する。被害に相当する生徒の保護者に対しては、複数であたり、事案を丁寧に説明するとともに、サイトの削除を依頼し、その後の対策を協議する。

キ 生徒指導委員会にかけ、特別指導に該当するか協議する。

ク 被害生徒の様子を観察し、心のケアにあたると同時に、同サイトを引き続き観察し、その後の状況を見る。

4 いじめ発見時の対応（緊急対応）

(1) 連絡体制

ア いじめ相談窓口への通報を受けた教職員、また直接のいじめ現場を発見した教職員は、速やかにいじめ防止対策委員会（生徒指導主事又は年次主任）へ報告する。

イ いじめ防止対策委員会は、即座に該当生徒の事情の聞取調査に入る。聞取に際しては、複数名で対応し、必ず時系列で記録をとる。

ウ 管理職へ報告するとともに、指導・助言を受け、対応に入る。

(2) 被害生徒への対応

ア 事実確認とともに、まず、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ 学校は「いじめは絶対に許さない」、「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。

ウ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

オ カウンセラーに連絡し、当該生徒の対応を委ねる。

カ 保護者に連絡をとり、事実を正確に伝える。場合によっては、家庭で情緒の安定を図ることもある。

(3) 被害生徒の保護者への対応

ア 発見したその日のうちに、まず電話で連絡をとり、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。特に、いじめ被害生徒のケアや安心して学校に通学するための措置（保護者同伴登校等）について丁寧に説明する。

ウ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。その際、スクールカウンセラーや外部関係諸機関との連携について紹介する。

オ 当該事案の調査結果について、被害生徒及びその保護者に正確に情報の提供をすることや加害生徒及び保護者へのいじめの事実について通知することを話す。

カ 家庭での被害生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(4) 加害生徒への対応

ア 加害生徒に対して、聞き取り調査をする。その際、以下の点に留意する。

○個室において、2人体制で事情聴取する。

○記録をとる（メモ、ワープロ文書等）

○聴取時間は、原則1時間以内とする。休憩・食事時間にも注意を払う。

○暴言や威圧等の不適切な聴取方法は絶対にとらない。

イ 被害者が非常に恐れている場合を想定し、被害者の心情といじめが人として決して許されない行為であること。犯罪行為となる場合もあることをきちんと説明し、学校

側の毅然とした方針を示す。(場合によっては、加害生徒の保護者の来校を依頼し、保護者同伴で帰宅させることもある。)

ウ 調査の結果を、いじめ防止対策委員会で検討し、特別指導委員会にかけるか否かを含み、保護者への対応、事後指導内容を検討する。その際、公表・連絡等について、被害生徒の精神的な影響もあることから、いじめの状況及びその背景について十分に配慮する。

(5) 加害生徒保護者への対応

ア 調査終了後、保護者の来校を要請(場合によっては家庭訪問)し、正確な事実関係を説明し、被害者生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。その際、必ず2名以上で対応し、記録をとる。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という学校の方針を改めて提示し、事の重大さを認識させ、特に加害生徒の携帯電話での外部との連絡について自粛させるとともに、家庭での反省等の指導について協力を依頼する。また、具体例を示しながら、学校の特別指導に該当する場合もあることを理解してもらう。

ウ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、謝罪等の場を設ける等状況に応じた具体的な助言をする。

(6) 周りにいた生徒への対応

ア 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体から示す。

ウ 観衆として「はやし立てたり」、「見て見ぬふりをする」行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

※【事後の継続的指導】

●いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を行う。

●教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握し、カウンセラーや関係諸機関の活用を含め、心のケアに当たる。

●いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

以下に示すもの重大事態という。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発見における連絡体制

ア 生徒・保護者が発見者となる場合

(ア) 発見者 ⇒ 担任 ⇒ 年次主任 ⇒ 生徒指導主事 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

(イ) 校長（事故の第一報） ⇒ 学校安全保健課 ⇒ 教育長 ⇒ 知事

【043-223-4090】

※第二報以降は、指導課（後の連絡は校長又は教頭）。後、文書報告。

【043-223-4055】

イ 外部の人及び機関からの通報

(ア) 通報者 ⇒ 生徒指導主事 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

(イ) 校長（事故の第一報） ⇒ 学校安全保健課 ⇒ 教育長 ⇒ 知事

※第二報以降は、指導課（後の連絡は校長又は教頭）。後、文書報告。

(3) 校内対策

ア 速やかに、いじめ防止対策委員会が該当生徒と面談し、以下4に従う。

イ 事態に応じ千葉県教育委員会から指導・助言を受けるとともに、スーパーバイザー等の支援体制を整える。

ウ 必要に応じて警察や児童相談所等の関係機関に支援を依頼するとともに、弁護士等の専門家を交えて対策を協議することも含め、早期の解決を目指す。

(4) 重大事案加害者への対応

4に従い指導を重ねても効果があがらず、被害生徒及び他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が協議の上措置を検討し、結果を校長に報告する。校長は、学校の秩序を維持し、被害生徒及び他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、加害者生徒へ相当期間の出席停止を命ずることができる（懲戒の観点ではない）。

被害生徒の心身の安全が脅かされる場合等、被害生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば加害生徒に対し転学や退学についても考慮に入れ弾力的に対応する。

加害生徒の保護者から、他の学校に転学したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた丁寧な指導を行う。

6 公表、点検、評価について

(1) 公表

ア このいじめ防止対策基本方針を本校のホームページに掲載し、生徒・保護者及び地域の方々にも文書配付するなどして、本校の指導方針に協力していただく。

イ 保護者の方々には、別に集会等で示す。

(2) 点検

ア いじめ防止対策委員会が、毎年度の調査結果及び事案を分析し、結果を職員会議にかけ全職員で点検する。

(3) 評価

ア 学校評価アンケート（生徒・保護者・教職員及び地域の方々）の中に、いじめ防止対策基本方針に関する評価項目を設ける。

イ 校長は、アンケート結果及び職員会議での点検結果を受け、施策・方針等の改善を命ずることができる。

ウ 分析結果及び改訂した方針は、ホームページに掲載する。

〈策定〉平成26年3月10日